

令和4年 第1回臨時会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 4年 1月26日 開会

令和 4年 1月26日 閉会

大 樹 町 議 会

令和4年第1回大樹町議会臨時会会議録（第1号）

令和4年1月26日（水曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 行政報告
- 第 5 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
- 第 6 議案第 1号 大樹町公の施設の指定管理者の指定について
- 第 7 議案第 2号 令和3年度大樹町一般会計補正予算（第9号）について

○出席議員（12名）

- | | | |
|-------------|------------|-------------|
| 1番 寺 嶋 誠 一 | 2番 辻 本 正 雄 | 3番 吉 岡 信 弘 |
| 4番 西 山 弘 志 | 5番 村 瀬 博 志 | 6番 船 戸 健 二 |
| 7番 松 本 敏 光 | 8番 西 田 輝 樹 | 9番 菅 敏 範 |
| 10番 志 民 和 義 | 11番 齊 藤 徹 | 12番 安 田 清 之 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- | | |
|----------------------------|---------|
| 町 長 | 酒 森 正 人 |
| 副 町 長 | 黒 川 豊 |
| 総 務 課 長 | 鈴 木 敏 明 |
| 総 務 課 参 事 | 杉 山 佳 行 |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長 | 伊 勢 徹 則 |
| 企画商工課参事 | 大 塚 幹 浩 |
| 住 民 課 長 | 佐 藤 弘 康 |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 | |
| 尾田認定こども園長兼学童保育所長 | 井 上 博 樹 |
| 保健福祉課参事 | 瀬 尾 さとみ |
| 農林水産課長兼町営牧場長 | 松 木 義 行 |
| 町営牧場参事 | 梅 津 雄 二 |
| 建設水道課長兼下水終末処理場長 | 水 津 孝 一 |
| 会計管理者兼出納課長 | 瀬 尾 裕 信 |
| 町立病院事務長 | 下 山 路 博 |

<教育委員会>

教 育 長
学校教育課長
学校給食センター所長
社会教育課長兼図書館長

板 谷 裕 康
乾 飛 鳥
楠 本 正 樹
清 原 勝 利

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長
農業委員会事務局長

穀 内 和 夫
吉 田 隆 広

<監査委員>

代 表 監 査 委 員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
係 長

小 森 力
小 松 真奈美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、令和4年第1回大樹町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

10番 志 民 和 義 君

11番 齊 藤 徹 君

1番 寺 嶋 誠 一 君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長、菅敏範君。

○菅敏範議会運営委員長

本日、1月26日、午前9時から議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議したので、ご報告いたします。

本臨時会の提出事件は、専決処分の承認1件、指定管理者の指定1件、補正予算1件であります。

これらの状況を考慮、検討した結果、会期は本日1日間とし、日程は、お手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますようお願い申し上げ、委員会報告を終わります。

○議長

委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は、省略いたします。

◎日程第3 会期決定

○議 長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決定しました。

◎日程第4 行政報告

○議 長

日程第4 行政報告を行います。
酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、令和3年12月6日開会の第4回町議会定例会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番目の叙勲の伝達についてであります。相川にお住まいの元大樹消防団分団長でありました渡邊敏行氏が、令和3年秋の叙勲で瑞宝単光章を受章され、12月13日伝達をしております。

2番目の新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。1月24日現在、65歳以上の方で2回接種を終えた方は1,875名、94.4%、16歳から64歳までの方で2回接種を終えた方は2,517名、89.1%、中学生につきましては1回目の接種済者109名、79.6%、2回目の接種済者108名、78.8%、12歳の小学生につきましては4月から1月生まれの児童40名に接種券を発送し、1回目の接種済者は16名、40%、2回目の接種済者は15名、37.5%であります。町全体では、対象者4,988名中、1回目の接種済者4,547名、91.2%、2回目の接種済者は4,515名、90.5%となっております。

なお、追加接種については、医療従事者や高齢者施設の入所者等が2回目からの接種間隔が8カ月から6カ月に前倒しになったことから、1月7日から接種を開始し、一般高齢者は24日から接種を始めております。

また、5歳から11歳までの小児へのワクチン接種については、ファイザー社製のワクチンが薬事承認されており、今後、国からの通知に基づき接種体制を整えてまいります。

先週末に、保健所から町民2名の方について新型コロナウイルス感染を確認したと報告がありました。2名とも軽症であり、現在、保健所が指定する場所において療養中であります。

3番目の航空宇宙関連についてであります。12月9日には全国のスペースポート関係

団体企業等で構成される一般社団法人スペースポートジャパンが主催するワークショップに参加し、北海道スペースポートのPRを行うとともに、大分県や沖縄県のスペースポートの関係者等と意見交換をし、全国のスペースポートの最新動向を把握しております。

また、12月14日から15日の2日間、東京において三井不動産が主催し初開催された宇宙ビジネスに関する展示会「TOKYO SPACE BUSINESS EXHIBITION 2021」に北海道スペースポートとして出店し、宇宙に関心の高い多くの方に北海道スペースポートをPRし、認知度向上を図っております。

4番目の令和4年度畜産物価格については、別紙を添付しておりますが、加工原料乳生産者補給金単価、肉用子牛の保証基準価格と合理化目標価格は、昨年と同額となっております。

5番目の委員等の委嘱についてであります。行財政改革推進委員会委員、令和4年の行政区長及び区長代理者を記載のとおりご委嘱申し上げます。

6番目の入札執行関係についてであります。指名競争入札により工事請負契約を6件、業務委託契約1件、それぞれ記載のとおり締結しております。

7番目の人事関係、8番目のその他、来庁者と会議出席等関係につきましては、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1番目の優秀選手派遣についてでございます。第52回北海道中学校スケート大会スピードスケート競技が1月8日から苫小牧市において開催され、大樹中学校2年生、堀川雄大君を派遣しております。結果は、3,000メートルで第2位、5,000メートルで優勝と見事な成績を残し、1月29日から長野市で開催される第42回全国中学校スケート大会に北海道代表として出場いたします。全国大会においても上位入賞が期待されております。

2番目の室蘭工業大学による出前授業についてであります。室蘭工業大学との包括連携協定の一環として、ものづくり基盤センター長の清水一道教授をお招きし、大樹小中高校生を対象とした「ものづくり教室」を行っていただきました。鋳型を作り、錫を流してカントリサインを作成し、実際の物づくりを体験いたしました。物づくりの楽しさや大切さ、また、やりたがる人、諦めない人、工夫する人になってほしいとの願いを訴え、挑戦した人だけにチャンスはあると熱くご講演いただきました。

3番目の堀川桃香選手北京オリンピック出場関係についてであります。2月4日から北京で開催される冬季オリンピック大会スピードスケート競技への出場が決まり、1月4日に壮行会、15日に協賛会設立総会を開催しました。堀川桃香選手の出場種目は女子5,000メートルで、競技は2月10日の予定です。

4番目のその他、会議出席等関係につきましては、主なものを掲載しております。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

行政報告が終わりました。

ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

2点ほどお伺いしたいのですが、3ページの業務委託契約、アスベストの事前調査委託業務ですが、今回ズコーシャに、契約相手ですが、一応指名競争入札なので何社がいたのかまず1点聞きたいのと、万が一、出た場合の工事請負業者というのは十勝管内に何社ぐらいあるのか、お聞きしたいと思います。

もう1点ですが、今、教育委員会から報告がありましたオリンピック選手の関係ですが、間違いなく出場しますので、恐らく町の表彰規程には該当するという捉え方でよろしいのか、それについてお聞きしたいと思います。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

最初の建物の解体にともなうアスベストの入札に参加していただいた業者については、全部で3社で入札の札を入れていただきました。それから解体のほうにつきましては、町内業者のほうに指名する予定を考えておりますけれども、解体は町内業者ですが、そこで発生したアスベストについては専門業者に解体業者から出すといったような内容になってございます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

教育委員会の行政報告でさせていただきましたが、堀川桃香選手が見事北京オリンピックの出場を決めていただきました。町にとっても非常に名誉なことだなというふうに思っております。前回、杉森選手がオリンピックに2度出場されておりますので、そのときの対応も含めて、町として今回の栄誉に対し、どういうことで褒賞できるかというのは、これから検討させていただきたいなというふうに思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで、アスベストの関係ですが、これから調査するのですが、国はアスベストの調査をなさいよということを一所懸命言っているのですよね。万が一発生した場合の費用というのは、全額、国から出るのでしょうか。それとも、道や国や町の持ち出しとい

うのはあるのでしょうか。それについてお聞きしたいと思います。

それと、オリンピックの関係ですが、町長は前回のこともあるので検討するとのことですが、けれども、通常、開町記念日の日に併せてやっていますが、例年を見ると当日の欠席者が多くて、昨年は実施しない形で終わったのですよね。スケート関係だと、10月にやりますとシーズンの一番大事な時期で、本人がまだ学生なので、いる段階で早目に決めていただいて、できれば本人に手渡すというのが一番いいと思うのです、伝達よりはね。そういうことをぜひ、過去にもスポーツ賞とか報告会とかありますので、その中で前向きに取り組んでいただきたいと思うのですけれど、それについてどうでしょうか。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

アスベストの処理に関する国からの助成等はありません。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

そういう形で堀川桃香選手に何らかの賞を授与したいということであれば、議員ご指摘のとおり早い段階でできるように、そういう対応については教育委員会ともども考えていきたいと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

オリンピックの関係は分かりました。

それで、アスベストの関係ですけれども、ということは全額一般会計の予算で賄うという解釈でいいですか。最後そこだけ確認します。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

そうならざるを得ないかなと考えてございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

4ページの会議関係ですが、1月18日の北海道家畜バイオガスプラント事業推進協議会総会と関連するかどうかと思うのですが、21日の電力系統接続に関する市町村長向け地域説明会ということですが、いろいろ言われてなかなか難しい、業者も絡んでいるので、その説明会の中身はどういう方向になったのでしょうか。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

私のほうから、1月18日の令和3年度北海道家畜バイオマスプラント事業推進協議会総会の内容ですけれども、基本的には、総会ですので事業報告、それから収支決算、事業予算といったものが議論されてございます。その中で、終了後に研修会が行われてございます。ご存じのとおり、2023年4月からは、今のFITという制度からFIP、今現在、全量買取制度なのですけれども、令和4年度の4月からは、ちょっと制度が変わります。その中でノンファーム型接続云々という取組も今進んでいるのですけれども、そういった部分については引き続き進めていると。

FIPというのは、全量を責任持って買い取るという制度ではなく、ある程度市場原理に委ねた上で、その差額についてプレミアム分として加算するというような制度になってございます。その制度は、基本的には、例えば家畜のバイオガスでいくと通常1万キロワット以上だったものが1,000キロワット以上まで引き下げるといった話にはなっているのですが、いかんせん家畜糞尿を原料とするものは日々発生する、それから家畜糞尿オンリーではなく、その他の廃棄物も混入してやっているという分もありまして、下限の1,000キロワットまで下げるのをもう少し待って欲しくないかというような議論がなされているようです。

北電のほうも、基幹系とローカル系の系統があるのですけれども、その接続についてノンファーム型の申込受付等の事務も進んでございますし、ただ、出力制御するための調整器の製造までは少し時間がかかるというようなこともございまして、具体的にいつから取り組めるか、取り組めないかという具体の提示はございません。特に調達価格等算定委員会でも、令和5年度からの買取価格については、その段階では明示しなかったと。今現在39円という形のFITで動いていますけれども、今のところ令和5年度以降の価格については、全量買取制度から移管する部分が1つと、設備投資のコストがかなり落ちているというところで、具体の金額の提示はなかったと。いずれにいたしましても、次回の調達価格等算定委員会のほうでそういった具体のところももう少し明らかになってくるものと考えてございます。

それから、21日の電力系統接続に関する市町村長向け地域説明会ですけれども、同様に、調達価格等算定委員会の取組状況等について説明いただく、それから個々の市町村の取組を事例発表するというような形の説明会でございました。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

3ページ、6の入札執行関係なのですが、芽武地区農業用排水路支障木伐採処理工事の工

期が令和3年12月24日、令和4年3月10日で契約されていますが、今、多分現在進行形ではないかと思うのですけれども、これに参加する季節労働者の人数がどのように最終的に集約されたか、現在工事が始まっているかどうか、教えていただきたいと思います。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

芽武地区の農業用排水路の支障木伐採工事の関係で、今回、季節労働者対策として工事のほうを発注させていただいたところでございます。工期は、令和3年12月24日から令和4年3月10日ということになっておりますけれども、入札契約は終わりましたけれども、実際の工事についてはこれからという状況でございます。

また、季節労働者の申込みを受け付けておまして、正確な人数が今手元にございませんで、後ほどご報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

契約が終わったということは、ある程度工事内容の680mの区間が、集まった季節労働者の人数によって対応するのですが、例えば人数が多かったら、これに対する1人分の持ち分というかメーター数も変わるし、人数が少なければその分になるということで、それは一定程度の人数から予定の工事内容になったというふうに理解するのですが、例えば今人数を把握していないと言いましたけれども、人数がもし少なかったら、季節労働者の雇用対策ではなくて業者の人が伐採工事をして680mを終わらせるような状況にはならないという理解でよろしいですか。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

季節労働者の集まった人工の数で日数も伸びるのかなという部分もありますので、例えば、おおむね2週間程度の工事行われたとして、10人集まったとすれば、延べ140人工の工期人数で行いますし、8人集まれば、その2週間が少し伸びるかというような形で、労働者の集まった人数によって工期内の中で作業日数も変わってくるのかなと考えているところでございます。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

1つは、先ほど言った、人数が多ければ日数が少なくなる、人数が少なければ日数多くなるというのは分からないわけではないのですが、ただ、このボリュームで、この金額で契約

したということは、人数も全く分からないまま契約したというようなことではいけないと思ったから聞いたのですよ。だから、当初予定した人数があつて、大体そこをどういうように決着ついていくのかなど。それが今言ったように、もし少なかったら、集まった人でできないので、工期の間でやれないから業者の人が機械を使ってばらばらやるとか、これはあくまでも雇用対策だから、工程は上がらなくてもその間でやるということだから、その辺の人数が分からないで契約が終わったというのは解せないのですけれども、そこがちょっと理解できないので、再度聞きたいと思います。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時29分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

大変申し訳ございませんでした。今回の申込みのあった人数につきましては、16名でございました。それで、工事を発注する際に私どもで積算した人数といたしましては、7日間で20人という形で積算しておりまして、そのうち今回の応募があった労働者としてしましては16名ということでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、行政報告を終わります。

◎日程第5 承認第1号

○議 長

日程第5 承認第1号専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました承認第1号につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申

上げます。

本件につきましては、専決処分した事件の承認をお願いするもので、令和3年度大樹町一般会計補正予算(第8号)について専決処分をさせていただいたことから、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めたものであります。

次のページの専決処分書をお開きください。

一般会計補正予算(第8号)の内容ですが、歳入歳出それぞれ3,836万4,000円の追加であります。子育て世帯への臨時特別給付金では、昨年12月の定例第4回議会において、子ども1人当たり5万円の現金給付分の補正予算をお認めいただいたところですが、当初クーポン券で支給するとされていた5万円分について、10万円の現金一括給付を認めるとされたことから、近隣町村の給付状況も踏まえ、大樹町においても現金により対象者に対し一括給付とし、当初予定していた12月28日の振込日に間に合わせるため、専決処分を行ったものであります。

また、水産振興では、町内の2団体から赤潮による被害を受けた大樹漁業協同組合に対する被害見舞金としての寄附があったことから、速やかにお届けすることが望ましいと判断し、専決処分を行ったものであります。

内容につきましては、総務課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

承認第1号専決処分を行いました令和3年度大樹町一般会計補正予算(第8号)について説明させていただきます。

1枚おめくりいただき、専決処分書をお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正で、今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,836万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ101億3,841万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、資料で説明させていただきますので、4ページをお開き願います。

民生費、児童措置費、子育て世帯への臨時特別給付金事業、需用費と負担金、補助及び交付金で3,716万4,000円の増。財源は全額国道支出金で、昨年12月の定例第4回議会においてお認めいただいた新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に対する臨時特別給付金、18歳以下1人当たり5万円に加え、クーポン券で支給するとしていた5万円分を現金として一括支給するための給付金740人分と消耗品費の計上でございます。

農林水産業費、水産振興費、水産振興一般管理費、寄附金で120万円の増。財源は寄附金を財源とする一般財源で、町内2団体から赤潮被害見舞金として寄附を受けたことから、大樹漁業協同組合に対し、同額を寄附金としてお送りするものでございます。

以上、歳出補正額合計3,836万4,000円の増。財源内訳では、特定財源が国道支出金で3,716万4,000円の増、一般財源が120万円の増となるものでございます。

次に、第1表歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、3ページをお開き願います。

歳出合計、補正前の額101億4万7,000円。補正額、3款民生費と6款農林水産業費で3,836万4,000円の増。補正後の歳出合計101億3,841万1,000円。

続きまして、歳入を説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額101億4万7,000円。補正額、15款国庫支出金と18款寄附金で3,836万4,000円の増。補正後の歳入合計101億3,841万1,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、承認第1号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第1号

○議 長

日程第6 議案第1号大樹町公の施設の指定管理者の指定についての件を議題といたし

ます。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第1号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。本件につきましては、大樹町公の施設の指定管理者の指定について議決をお願いするものであります。

それでは、議案を朗読して説明に代えさせていただきます。

議案第1号大樹町公の施設の指定管理者の指定について。

大樹町公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1、公の施設の名称及び位置。

名称、大樹町晩成温泉、位置、大樹町字晩成2番地2、3、5。

名称、大樹町学童農業研修センター、位置、大樹町字晩成2番地6。

2、指定管理者。

大樹町松山町8番地19、株式会社丸正田中、代表取締役田中正一。

3、指定期間。

令和4年4月1日から令和9年3月31日までであります。

参考といたしまして、地方自治法第244条の2第6項により、普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないこととされておりますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

また引き続き5年間指定管理していただくのですけれども、その中で、議会も所管報告させていただいたのですけれども、特に学童農業研修センターの関係ですが、冬の利用者というのは、ほぼいないのですよね。そういった中で、それでも冬の営業という契約を結ばれたのか。あと、俗に言う広場というのは、今のところほぼキャンプ場で使われているのですけれども、そういう整備なども従来どおりの形で行うのか。それとパークゴルフ場も、今後契約の中できちんとうたわれているのか、また別の用途で使っていくのか。それについてどういう契約内容なのか、知りたいのですけれども。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

まず学童農業研修センターの冬期間の利用の関係でございますけれども、冬期間の利用者が減少するという状況になっているのは事実でございます。ただ、全くいないかというところではなくて、ある程度、少しの人数ですが泊まる方もいらっしゃいますということでもありましたので、経費を削減するという部分でいきますと、暖房の燃料代とか、冬期間閉鎖することによって暖房代の節約にもつながりますが、最終的に今回の条例の範囲内で宿の料金を4,000円から4,500円に値上げをするという形を取りまして、その分の経費分をそこで何とか賄うことで運営も可能だということでもございましたので、そこは冬期間も通年で営業できるという指定管理者のほうからの申入れによりまして、通年営業とすることといたしました。

広場のキャンプ場の関係につきましては、今現在、広場をキャンプ場として利用しているわけでございますけれども、そこは今回、指定管理を受ける事業者が自費事業でキャンプ場として、計画の段階では、有料でキャンプ場として利用したいという計画が上がってきていますので、その辺は今後、今回議決いただきましたら、指定管理者と内容を詰めてまいりたいと考えておりますし、パークゴルフ場につきましても、パークゴルフ場の利用者があまりいないという現状で、キャンプ場のほうが逆に利用者が多くて混雑するという状況もありますので、パークゴルフ場の分につきましても、キャンプ場として利用できるように考えていきたいと思っておりますのでございまして、詳細につきましては、今後、指定管理者と内容を詰めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。

研修センターですけれども、4,000円から4,500円に上げるのですけれども、所管報告の中では、ほんの若干名なのですよね。その方が何日間も滞在しているから、人数は言いませんけれども、何日も滞在しているから延べ人数は二桁にいくのですけれども、それを考えると、それで指定管理者が受けたのだから、これ以上言いませんけれども。

もう1つは、広場をキャンプ場として指定管理者が自費事業で有料でやるというのですけれども、有料でやってしまうと、例えばトイレとか、今の外のトイレとか炊事場とか、結構利用者もいろいろ言ってくると思うのですよね。そうすると、ある程度整備がかかってくると思うのですけれども、その整備というのは、今後、役場としても整備していく方向でいるのか、それについてお聞きしたいのですけれども。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

キャンプ場につきましては、現在は無料で利用できるということですので、有料化にすることによりましてある程度の設備が求められるというところもあるかなと思いますので、今後、利用の状況等見ながら、晩成温泉全体を今後どうしていくかということも踏まえながら、キャンプ場の整備についても検討していきたいなと思っております。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今後検討していきたいと言っているのですけれども、もう5年間契約してしまったのですよね、6,000万円で。年間1,200万円ですよ。でもやっぱり炊事場とかトイレとかごみの始末も、自主事業といえども限度がある。今は無償で貸しているので利用者がある程度は我慢しながらやっているのですけれども、やっぱり有料化になると、それなりに町の責任としてきちっと整備していかなければならないと思うのですけれども、それについて、最後に町長どうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今回、指定管理の相手方として選ぶにあたって、申請をいただいて、私どもの指定管理の選定委員会で何度かご本人等も入って協議を進めてまいりました。私はその場には入っていないのですけれども、副町長が委員長として何回かやり取りをした中で、今回あるキャンプ場、またはパークゴルフ場をキャンプ場として活用したいであるとか、ほかにも実は何点かサウナとかコテージとか、いろいろな計画というか、その中でもいろいろな動きが出てきているというふうにも聞いておまして、実際そういうものもこの5年間でどういう形をつくっていくかというところは、これから指定管理の相手方との協議の部分になってくるかなというふうに思っております。その中で、今、議員がご指摘のとおり、キャンプ場の在り方についても、今後有料化としてどういう部分まで整備が必要か、またはそれをどう負担していくかというところは、正直これからの議論ということになりますので、いまいま具体でどの部分については誰が負担をしてどういうふうな整備を行うというようなことは明言できませんが、また協議が進んだ段階で、議会のほうにもお諮りをしていきたいなというふうに思っておりますし、仮に私どもが必要な部分があれば、予算の計上も含めて、またご相談をさせていただければなというふうに思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

晩成温泉全体の話なのですが、所管事務調査の報告でもされていると思うのですが、例え

ば学童の施設、それから温泉施設の老朽化だけでなく、いろいろな形でもって破損したり、景観が損なわれている状況等があって、施設の改修等もする必要があるというふうに考えているのですが、例えば令和4年度にどの程度やるのか、施設のこれから何年間かで直さなければいけないところをどのような計画で進めていくかについては、もう既に青写真があるのか、できることから、令和4年度は一部、令和5年度はこういうふうにと計画的に進めていくのか、その辺ちょっと考え方を聞きたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

今後の施設の維持の関係でございますけれども、今後5年間につきましては、既存の施設を何とか維持するための修繕をまずは行っていきたいなと思っているところでございまして、取り急ぎ修理が必要だと思われるところとしましては、温泉の建物の屋根の修理ですとか、そういった部分がまずは必要かなと考えているところでございまして、今後それ以外の温泉の営業に関して支障のある修繕はその都度やはりやっていかなければならないですけれども、建物としては、今現在考えているのは屋根の補修かなと思っているところでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長

日程第7 議案第2号令和3年度大樹町一般会計補正予算(第9号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第2号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年度大樹町一般会計補正予算(第9号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ7,551万円の追加と債務負担行為の追加、地方債の変更であります。

内容につきましては、総務課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第2号令和3年度大樹町一般会計補正予算(第9号)について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,551万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ102億1,392万1,000円とするとともに、債務負担行為の追加、地方債の変更を行うものでございます。

最初に、資料で説明させていただきますので、5ページをお開き願います。

総務費全体で290万円の増。企画費、企画調整推進事業、投資及び出資金で100万円の増。財源は全額一般財源で、エネルギーマネジメント会社設立に係る出資金でございます。

庁舎建設費、役場庁舎建設事業、補正額はなく、財源の組替えで二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の対象外となったメニュー分について、12月の定例議会で充当率90%の公共施設等適正管理推進事業債としての予算計上をお願いしたところでありますが、充当率100%の過疎対策事業としての借入れが認められたことから、その差10%相当の250万円を一般財源から過疎対策事業の過疎債に組み替えるものでございます。

戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理事業、委託料で190万円の増。財源は、国道支出金が189万9,000円、一般財源は1,000円。住民基本台帳法の改正に伴い、マイナンバーカード所有者が行う転入及び転出手続の時間短縮及びワンストップ化を行う目的で住民基本台帳システムの改修を行うものでございます。

民生費、社会福祉総務費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、職員手当等から負担金、補助及び交付金までで7,200万円の増。財源は全額国道支出金で、住民税

均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計に急変のあった世帯を対象に支給する新たな給付金で、1世帯当たり10万円、700世帯分の給付金と、給付金支給に係る職員の時間外勤務手当のほか事務用消耗品、案内チラシなどの郵送料、システム改修委託料などの計上でございます。

衛生費、母子保健費、母子保健事業、報酬で7万4,000円の増。財源は一般財源で、会計年度任用職員、臨時栄養士の雇用期間延長に伴う報酬の計上でございます。

6ページに移りまして、商工費、観光振興費、観光振興対策事業、備品購入費で53万6,000円の増。地域おこし協力隊による大樹町のPR動画作成のため、無人航空機、通称ドローンとデジタルビデオカメラ、動画編集用パソコンを購入するものでございます。財源は一般財源でございますが、全額が特別交付税により措置されるものでございます。

以上、歳出補正額合計7,551万円の増。財源内訳では、特定財源が国道支出金で7,389万9,000円の増、地方債で250万円の増、特定財源の合計では7,639万9,000円、一般財源が89万9,000円の減となるものでございます。

次に、歳入について、資料に含まれない項目を説明させていただきますので、事項別明細書の10ページ、11ページをお開き願います。

下段の22款1項ともに町債で1目過疎債のうち避難施設公衆無線LAN環境整備事業債230万円は、6目の緊急防災・減災事業債で計上してございますけれども、過疎債借入れの協議が整ったことから、組み替えるものでございます。

次に、第1表歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

歳出合計、補正前の額101億3,841万1,000円。補正額、2款総務費から7款商工費まで7,551万円の増。補正後の歳出合計102億1,392万1,000円。

続きまして、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額101億3,841万1,000円。補正額、15款国庫支出金から22款町債まで7,551万円の増。補正後の歳入合計102億1,392万1,000円となるものでございます。

続きまして、第2表債務負担行為補正を説明させていただきますので、3ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正。

内容は、債務負担行為の追加でございますが、事項、大樹町晩成温泉指定管理者管理運営業務委託料。期間、令和4年度から令和8年度までの5年。限度額、6,000万円。先ほどお認めいただきました晩成温泉施設の指定管理に伴う委託料5年分の限度額で、年間では1,200万円となるものでございます。

続きまして、第3表地方債補正を説明させていただきますので、4ページをお開き願います。

内容は、地方債の変更で、起債の目的の過疎対策事業の限度額を2,580万円増額し1

1億5,470万円に、公共施設等適正管理推進事業の限度額を2,100万円減額し12億2,980万円に、緊急防災・減災対策事業の限度額を230万円減額し1,060万円にそれぞれ変更するもので、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本件の審査にあたっては、同一議件に対する質疑を3回までとする会議規則第54条の規定について、歳出は款ごとに、歳入は一括して、これを適用することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま決定のとおり、議事を進めます。

はじめに、事項別明細書12ページ、13ページ、2款総務費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

2点ほどお伺いします。

まず、マネージメント会社の関係ですけれども、出資金100万円ということなのですが、前回の一般会計の答弁では直営で行うということなのですが、会社なので役員構成というのはどうなっているのか。直営というか職員が配置されるのですけれども、どういった職員が配置されて、勤務状況はどうか、それについてまずお伺いしたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

今回補正を上げさせていただきましたエネルギーマネジメント会社の設立の関係でございますけれども、会社の形態といたしましては、町が100%出資する町単独の会社という形で、合同会社という形態を取らせていただくこととしております。

合同会社の形態としましては、株式会社とは違いまして、出資者が社員となるというような形態となります。出資者が大樹町ですので、大樹町が社員という形になりまして、大樹町はいわゆる法人でもありますので、実際の実務を取り扱う人といいますか、そこが今回私も合同会社の決めとしましては、職務執行者というような形で人を張りつけるわけなのですが、そこは副町長と総務課長と企画商工課長が職務執行者にあたるという会社の内容でござ

います。その会社の事務を扱う部門としましては、総務課の職員が業務を兼務するといひますか、職員が通常の業務と併せまして会社の業務にもあたるといふような体制を取ろうと考へているところでございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

何かよく分からないですけれども、社員として代表は副町長であり、その下に企画課長、総務課長、事務は総務課長が兼務するといふのですけれども、例えばエネルギー棟ですから実務職員がいなくて駄目ですよ。まるっきり無人化でいくのか。会社ですと出資会社合同会社なのですから、その辺の人員費の扱ひは、職員あたりはどのよう、あくまでも従来的一般会計の中でやっていくのか。本来ですと会社ですから事業計画、事業報告、予算とか全部出るのが本来の姿なのですから、本来はそういうふうにしていかないとおかしいことになるのですよ。

実務する人がきちんといないと、多分会社も運営できないのですけれども、帳面上の数字の調整は総務課の中の職員で兼務できると思ふのですけれども、実際はそうならないと思ふのですけれども。万が一、夜警報が鳴った場合は出るのですよ。そうしたら時間外とかいろいろ発生してくるのですけれども、それは全部会社の中の経費で賄うといふ解釈でいいのか、それについてお伺ひしたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

人員費に関しましては、会社のほうで人員費を持たず、役場職員が業務を兼務するといふ形で行おうと思ひていまして、そこは会社の人員費部分としては持たせないような、あくまでも会社の役割としてはスマート街区に係る維持、管理の部分の経費を会社で予算化しようと思ひているところございまして、人が常時張りつかなければならないといふような施設の通常の管理ではなくて、1日に1回程度見回りをして、委託電気保安協会等に委託も行いますので、そこをお願いして、何かあれば対応していただくといふような形を取ろうと思ひているところでございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

もう最後なので、巡回して回るのだといふのだけれども、晩成温泉見ましたらね、結構警報器が鳴ったり、夜出動したりなんかしているのですよ。そうしたら、そのとき誰が出動するのか、課長が出るのか、総務課の担当職員が出るのか、電気関係は多分保安協会ですけれども、そうすると保安協会にも経費といふのはかかってくるのですよ。その辺、不透明な

ことがいっぱいあり過ぎて分からないのですけれども、町民にもっと分かりやすく、例えばエネルギーマネジメント会社設立しましたということであれば、事業計画、事業報告、収支決算書が全部ちゃんと出るということですよね。

もう1つは、100万円の出資金ですけれども、見回りするのだということであれば100万円の使い道はどうするのか。100万円というのは今回限りなのか、毎年出資していくのか、その辺のことをお聞きしたいのですけれども。もっとたくさん聞きたいことがあるのですけれども、3回しか聞けないのでやめますけれども。

もう1点、委託料の関係で、ワンストップ化業務というマイナンバーカードの関係ですけれども、単純ですけれど、時間の短縮だと言うのですけれども、どれくらい短縮になるのですか、1枚やるのに。最後お願いします。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

エネルギーマネジメント会社の運営の関係ですけれども、もちろん計画、それから決算については公表するというところでございます。議員言われるように、事務方は今いるメンバーでやろうと。人数を1人増やすまでの仕事に最初はならないのではないかなというふうなもくろみもありまして、現場を回るところは建設課のほうで営繕作業員なども雇用しますので、そういった方に週1回見て回ってもらうとかということは今考えております。ここは調整中ですけれども、既存の職員の中でやっていこうということでございます。新たな雇用をするところまでの手間はかからないだろうという、今現時点のスマート街区だけのことを考えると、そういうもくろみで今おります。そういう流れでやっていこうと思っております。

出資金の100万円につきましては、会社設立のための経費で26万円程かかるのですけれども、それをここから出します。残ったお金は、運営の中でちょっと立て替えることなどもありますので、そういったことに使いたいということで、出資金については、現時点では今回限りと考えております。立て替えるのがどうしても大きく必要な場合はまた考えることもあるかもしれませんが、現時点では、出資金はまず100万円で、このまま回していこうということで考えております。

○議 長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

マイナンバーカードを使用した転出転入手続に関するシステム改修でございますけれども、マイナンバーカードの所持者が、政府が運営するマイナポータルサイトからオンラインで転出や転入の予約を行い、転入先の市町村があらかじめ通知された転出証明書情報により事前準備を行うことで転出転入時の時間の短縮を図ることができるようにするものでございます。申請書に記入する項目が減るということで時間短縮されるということで、何分短縮されるかはちょっと分かりかねます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 09 分

再開 午前 11 時 20 分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3 款民生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

18 節の負担金、補助金及び交付金なのですが、説明では非課税世帯とコロナウイルス感染症の拡大で生活に大きく影響をという説明を受けているのですが、これは非課税世帯だけではなくて、別に、生活に大きな影響を受けた人もプラスして合計 700 世帯というような説明で理解したのですが、そうすると非課税世帯が何世帯で、それ以外の世帯が何世帯という計算になるのか、その辺、最初に区分けで説明していただきたいと思います。

○議 長

井上保健福祉課長。

○保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

対象者の見込みでございますけれども、非課税世帯については 642 世帯、そのほか家計急変世帯ということで 58 世帯、合わせまして 700 世帯を見込んでおります。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

642 世帯と 58 世帯というのは、現時点において確定した数字であって、例えば合計数字の 700 世帯の口座に 10 万円をいついつに振り込むということで、これから減るとか増えるとか、そういうような要素は全くないという理解でよろしいですか。

○議 長

井上保健福祉課長。

○保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

あくまでも現時点での見込みでございまして、世帯数の増減はあり得るということになります。非課税世帯については、これからのスケジュールにも関わってくるのですが、今回お認めいただければ、速やかにシステム改修等行って、2月中旬頃には非課税世帯については確認証を送っていただいて、それを送り返していただいて、指定する口座に10万円を振り込むというような流れになります。2月中旬に確認書を送付して、それから順次受付をして、早ければ2月下旬に1回目の振込を行いたいというふうに考えているところでございます。また、家計急変世帯については、あくまでも申請という形になりますので、家計急変と思われる世帯から申請書をいただいて、それを確認した上で振込という形になります。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ほぼ経過について了解をしました。

そうすると、700万円が場合によっては若干減ることもあり、若干増えることもあるということですが、増えた場合にはこういうふうになるという理解でよろしいですね。700万円を超えた場合には、また増額補正となるということでもよろしいですね。

○議 長

井上保健福祉課長。

○保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

議員おっしゃるとおり、不足が見込まれる場合は、3月定例会において補正をお願いするという形で進めさせていただければと考えております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

非課税世帯については分かるのですが、家計の急変というのですか、世帯という定義というのはどういうふうな定義で58世帯が上がってきているのですか。

○議 長

井上保健福祉課長。

○保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

家計急変世帯の定義というような形で、国から示されている部分については、令和3年1

月以降の任意の1カ月の収入がそれ以前と比べて減少したということが必要要件になると
いうことで、国からそういうふうなことで示されています。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

収入が落ちた世帯の、具体的な何というか、税情報だとか民生委員の調査だとかというふうなことは、急変の今の定義は分かりましたけれども、実際に何割下がったというようなことの確認は、給与明細書とか、どのように確認されたのでしょうか。

○議 長

井上保健福祉課長。

○保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

家計急変世帯は、その家計の全ての方の給与収入であるとか事業収入、それと不動産収入、年金収入の4つが収入で確認させていただいて、それが非課税世帯同様の水準になるということになれば支給の対象ということになるということでございます。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

そうしたら、ご本人がそうだと思う世帯については申請するのでしょうかけれども、証明をしなければ駄目なのですね。例えば給与収入が前はこうだったけれども今はこうでしたとか、家賃収入はこうだったけれどもこうだったというように、役場のほうに証明書を持って行って認めてもらうようなことになるのですね。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時30分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

井上保健福祉課長。

○保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

まずもって、非課税の部分でございますけれども、単身または扶養親族がない場合、非

課税世帯相当所得限度額というのが38万円ですので、それと同じような水準の方であれば対象となるというふうになってございます。（発言する者あり）

すいません、言葉足らずで申し訳ありません。年額で38万円ということで、それが確認できる書類を提出していただくというふうなことで進めてまいります。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

38万円というのは、所得があつてずっと引いていって、38万円というのは多分人的控除の金額だと思うのですけれども、金額で非課税ではない均等割り世帯になるか非課税世帯になるかということで、所得額が、残った額が38万円だと人的控除の分が引かれるから、それで非課税世帯をそのように判定するということですよ。

もう1つは、58世帯については、課長が4つの要素のことを言われていた中で、所得を引いていって38万円のラインというか非課税ラインまでの所得だったら、準じて家計急変世帯ということで給付の対象にするというふうな理解でよろしいでしょうか、確認です。

○議 長

井上保健福祉課長。

○保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

議員おっしゃるとおりでございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、7款商工費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

動画のPR動画というのですけれども、これだけでも53万6,000円の予算を見て、特別交付税なのですけれども、何本くらいPR動画を撮るのか。それと、活用方法について

聞きたいのですけれども。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

PR動画の関係でございますけれども、観光対象の観光資源であります自然環境ですとかといったものを動画として撮影しながら、地域おこし協力隊の活動の一環でありますけれども、今回補正を上げさせていただいたのは、ドローンによる上空からの動画ですとか、あとアクションカメラといってカメラの先端につけて川を下ってきたときにそういう動画を撮るとかというような部分での備品購入でございますけれども、その都度季節ごとにそれぞれ違った大樹町の風景などがありますので、何本ということなくできるだけ多くの動画を撮影して、これをホームページ上ですとか、ユーチューブとかに動画をアップして、町のPRをしている自治体も数多くありますので、大樹町はそういう動画の部分に関し少し弱い部分もありますので、今回こういう備品を購入させていただいて、大樹町の観光PRに役立てていきたいと考えているところでございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。

それで、例えば、これまでの地域協力隊、過去の中で結構この辺の備品を購入しているのですよね。デジタルカメラであれパソコンであり、それで十分賄えると思うのですよね。何ぼ一般会計で特別交付税が来るからといって、買うのはいいですけれども、多分過去の地域協力隊の中で備品を購入して置いていっているのです、それでも十分いけると思うのですけれども。

もう1点は、ドローンを飛ばす場合、研修会、講習会、資格というものが場合によって必要だと思うのですけれども、その費用ってというのはどうなっていくのでしょうか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

過去の地域おこし協力隊でもデジタルカメラなどを備品として購入して、今も企画課のほうで保管していたり、今いる地域おこし協力隊でもカメラを活用して活動も行っているところでございまして、今回購入させていただくのは、動画を撮るような形で、既存の備品ではちょっと用が足せないといえますか、そういう部分がありますし、パソコンも動画を編集するというちょっとスペックの高めのパソコンでなければ動画の編集や、今4Kとかといった画素数も高い画像になってきていますので、そういった部分で今回新たに購入をさせていただくというところで考えております。

あと、ドローンのほうの資格、研修につきましても費用につきましては、個々で地域おこ

し協力隊の活動費の中でそういった資格を取るという経費は見ておりますが、今現在ドローンを飛ばすために義務づけられている公的な資格とか免許は特にないということで、国土交通省のガイドラインによってルールは決められているということで、例えば高さ150メートル以内ですとか、この上空は飛ばしてはいけないとかというのはありますが、今年度にはそういう公的に操縦ライセンス制度というのを国のほうでも設けるという動きもありますので、その際にはそういう免許の講習ですとか検定を受けなければならないかなと考えているところでございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで、今お話しありましたように、今後、操縦のライセンス等は費用が発生するのですけれども、これも地域協力隊の交付の中で全部賄っていいのか、それともまた一般会計の中で支出していくのか。

それと、もう1つ、パソコンの関係ですけれども、スペックが高いPCが必要だというのですけれども、値段からいくとそうでもないのかなと思うのですけれども、例えばこれにはソフト入りますよね。動画のソフトというのは結構するのですよね。本体ということは、動画のソフトはまた別ということなのか全部込みなのか、それについて最後お聞きします。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

パソコンの本体は、動画編集用のソフトも含めての価格でございますが、パソコンも一般的に買うと何十万円と高いのですけれども、本体と一緒に市販されているわけではなくて、いろいろとパーツを組み合わせて1つのパソコンとして組み立てるような形で価格を押しえるようなパソコンを購入しようと考えておりまして、この金額で収まるということでございます。

研修の費用ですけれども、これは地域おこし協力隊の活動費の中で賄いたいと考えているところでございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、10ページ、11ページ、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、議案3ページ、4ページ、第2表債務負担行為補正及び第3表地方債補正についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

最後に、歳入歳出全般について、確認漏れがあれば質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長

これで、本日の日程は、全て終了したので、会議を閉じます。

よって、令和4年第1回大樹町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時38分